

令和８年度 明第２東地区意見交換会のテーマについて

（団体名） 竹ヶ花第２町会

（件 名） 町会・自治会等交付金の算定方法の見直しについて

（具体内容）

現在、交付金は、当町会のような小さな町会では１０万円程度ですが、中には４０万円以上交付されている所もあります。

町会の活動が町内に限られたものなら世帯数に応じた交付金で問題はありませんが、町会の役割は、松戸市から委嘱された防犯協会の活動や社会福祉協議会等にも参加し、それぞれの町会が世帯数に関わらず同等の役割を担っています。

しかしながら交付金の算定は、町会の世帯数が基準のため、当方のような小さな町会では不公平な感じが否めません。

不公平感を是正するために、現状の世帯数に応じた算定に加え、町会の規模によらない均等割りを追加するなど、交付金額の算定方法の見直しをご検討いただけないでしょうか。

（回 答）

- 町会・自治会等交付金につきましては、市政の円滑な推進及び地域の活性化を図ることを目的として交付しているものでございます。
- 町会の活動費は、加入世帯数が増えるほど必要になるとの考えから、交付金は加入世帯数をもとにした算定としております。しかしながら、世帯数の規模に関わらず共通した一定の負担があるため、現在の交付金の算定方法に不公平感があるとのことご指摘については、真摯に受け止め参考とさせていただきます。
- 引き続き、地域の皆様のご意見に耳を傾けながら、より良い支援となるよう取り組んでまいりたいと存じます。

（回答課）市民自治課